

法人本部事業報告

1 概況

令和3年度は地域生活支援センターケヤキが4月から開設し、法人内事業所が一か所に集約され、毎朝の連絡事項、ケヤキ利用児の幸養苑体験実習等事業所間の連携がこれまでより一層スムーズとなった。

また、地域生活支援拠点事業が開始となり、昼夜問わず様々な緊急的な案件に対応し地域福祉に貢献した取り組みを行った。

新型コロナウイルス感染予防の取り組みとしては、基本的な感染予防対策を継続しながら前年度から引き続き面会制限や行事開催の自粛、必需品や消耗品等を確保した。また、令和4年2月までに職員と入所者の3回目ワクチン接種を概ね終了していた。しかし、年度末には幸養苑でクラスター発生となり保健所の指示を受けながら、収束に向けて対応した。

2 法人の重点方針に関する主な取り組み状況

(1) 経営の安定性と継続性

- ・公認会計士による定期的な指導のもと適正な会計処理及び予算執行を行った。

- ・建築士と意見交換を行いながら、修繕計画の見直しを行い長期的な修繕費用の確認を行った。

- ・野内川が氾濫した水害が発生した際、50センチ未満の浸水が想定される為、水害発生時における各事業所の現時点での避難確保計画書を作成した。

(2) 人材の確保・育成

- ・人材確保については退職者発生に伴い、ハローワークで求人掲載や市内へチラシを配布、人材派遣会社へ紹介依頼、専門学校や大学に訪問するなどの求人活動を行ったが、中途採用で生活支援員1名を採用した。

- ・育成について、外部の研修は新型コロナウイルス感染予防から、リモート研修が主になった為、県外主催の研修会には移動時間がなく複数での受講が増えた事により、専門性の向上に繋がった。

3 施設整備について

事業計画で予定していた、修繕計画作成に係る業務委託とネットワークシステムの再構築については業者と協議を継続しながら整備していくこととなった。上記以外の外構工事と駐車場整備は計画通り行った。

・外構工事

敷地西側外構にコンクリート蓋を設置した整備工事。(242,000円)

・西側駐車場整備工事

土地所有者と使用賃借契約を締結した、施設敷地向かいの土地を駐車場として使用するための整備工事。(2,937,000円)

第一期大規模修繕計画の実施報告は別紙の通りとなる。

4 社会福祉充実計画実施状況

社会福祉充実計画の計画通り外構や駐車場整備、地域生活支援拠点事業において公開研修を行った。尚、今年度をもって計画期間の5年が経過した為、計画終了となるが、令和3年度決算時における充実残額が約1億9千万円発生したことから、令和4年度からの新たな充実計画を作成する。(計画内容については別紙、充実計画案の通り。)

5 施設整備等積立状況

外構工事費や駐車場整備費、ソフトウェアの更新費用等として623万円の取崩を行った。積立については建物の計画的な修繕費用として幸養苑拠点区分6,200万円、ケヤキ拠点区分760万円、合計6960万円の積み立てを行い、総積立額は3億3767万円となった。

6 業務継続計画について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスを提供できる体制を構築することを目標に、業務継続計画の見直しを行ってきたが、3月のコロナ感染クラスターを踏まえ来年度も更なる修正が必要となった。

水害時における避難確保計画書を新たに作成したほか、防犯マニュアルの見直しを図り、正面玄関の運用方法の変更や防犯カメラ作動を知らせるステッカーの掲示など外部侵入者の対策強化を図った。

7 理事会・評議員会の開催

(1) 理事会

| | | |
|-----------------|-------|--------------------------------|
| 第1回 5月27日(水) | 第1号議案 | 令和2年度事業報告書及び附属明細書の承認について |
| | 第2号議案 | 令和2年度計算書類及び附属明細等並びに財産目録の承認について |
| | 第3号議案 | 基本財産の処分について |
| | 第4号議案 | 次期評議員の候補者について |
| | 第5号議案 | 評議員選任・解任委員会の招集について |
| | 第6号議案 | 次期役員候補者について |
| 第2回 6月15日(火) | 第1号議案 | 理事長選定について |
| | 報告事項 | 新型コロナウイルスに関する状況等について |

| | | |
|-----------------|-------|-------------------------|
| 第3回 7月26日(月) | 第1号議案 | 定款変更について |
| | 第2号議案 | 評議員への提案する議題について |
| 第4回 令和4年4月8日 | 第1号議案 | 令和3年度第一次資金収支補正予算(案)について |
| | 第2号議案 | 令和4年度事業計画(案)について |
| | 第3号議案 | 令和4年度資金収支予算書(案)について |
| | 第4号議案 | 諸規定の変更について |
| | 報告事項 | 理事長の職務執行状況に関する報告事項 |

(2) 評議員会

| | | |
|-----------------|-------|------------------------|
| 第1回 6月15日(火) | 第1号議案 | 令和2年度計算書類及び財産目録の承認について |
| | 第2号議案 | 基本財産の処分について |
| | 第3号議案 | 次期役員を選任について |
| | 報告事項 | 令和2年度事業報告について |
| 第2回 8月10日(火) | 第1号議案 | 定款変更について |

8 職員動向

(1) 障がい者支援施設 幸養苑

| | 令和3年3月31日在籍数 | 令和4年3月31日在籍数 |
|----------|--------------|--------------|
| 管理職・事務職 | 5 | 5 |
| 支援員・看護師等 | 35 | 32 |
| 栄養士・調理員 | 6 | 6 |
| 合計 | 46 | 43 |

(2) デイサービスセンター ケヤキ

| | 令和3年3月31日在籍数 | 令和4年3月31日在籍数 |
|------------|--------------|--------------|
| 管理職 | 1 | 1 |
| 相談支援専門員 | 2 | 2 |
| 児童指導員・保育士等 | 6 | 6 |
| 合計 | 9 | 9 |

障がい者支援施設 幸養苑」事業報告

1 運営方針

「幸養苑」は、平成23年度から「障害者自立支援法」に基づく新体系移行により「障がい者支援施設 幸養苑」へ移行となったが、利用者の権利擁護推進・意思決定支援の充実等を中心に支援してきたところである。また、ここ数年は「緊急受入」を中心とした短期入所支援の充実等地域の障害福祉サービスの拠点としての機能強化を図ってきたところである。令和3年度からは、正式に「地域生活支援拠点事業部」を開設し、今まで培ってきたノウハウを活かしながら、地域における障害福祉サービスの拠点事業所としての推進と充実を図ってきた。

2 重点方針

利用者のニーズに即した施設づくりを基本とし、利用者個々の能力等に応じ自立した幸福な生活を構築できるよう支援してきた。また、平成28年度より完全施行された「差別解消法案」に基づく障害への合理的配慮に留意しながら利用者の意思決定支援の充実を図ってきたところである。今年度の報酬改定により、身体拘束等の適正化についても義務化の方向となり、行動障害等伴う利用者であってもより適切な支援を提供できるよう努めた。また、身体拘束の適正化が厳格化される中で行動障害のある利用者への対応が課題となっており、速やかに行動支援計画等の見直しを図るよう努めた。

今年度から正式に「地域生活支援拠点事業部」を開設し、地域における障害福祉サービスの拠点として緊急受入の強化（短期入所）・専門性の向上・相談対応・人材育成等を推進に努めた。

(1) 日中活動の充実

令和3年度より「地域生活支援センターケヤキ」が開設となり、同センター棟1階部分を活用して新たな場所での日中活動が開始される。新設の作業室の一角にはクールダウン室2ヶ所を設置し、自閉症等の行動障害のある利用者も安心して活動できる空間配慮を行い、より個別的にも充実した支援体制を確立するよう配慮した。また、高齢者支援では今まで適切なスペースの確保が困難だったが、4月より高齢者支援室を活用してリハビリ活動・潤いのある生活づくりのための趣味的活動等が充実できるよう努めた。しかしながら新型コロナウイルス感染対策等のため、通所利用の制限を度々余儀なくされたり等当初予定していた活動がうまく実施できなかった。特に3月に入り施設入所利用者を中心にクラスターが発生し、一か月余り活動そのものを休止せざるを得ない状況となっ

た。(通所利用者に関しては在宅支援を中心とした対応を行った。)

(2) 地域生活支援拠点整備の推進

今まで、障害者支援施設として地域の核として緊急受入やマンパワー育成のための実習受入等積極的に実施してきた。特に緊急受入を含む短期入所利用に関しては年々利用ニーズが高まっており、すべてを受入することが困難となってきた。このような背景も踏まえて、新センター棟開設後は、新たに短期入所利用室2室及び体験利用室1室を設置し、短期入所利用定員を6名に増員する形とし今後高まる受入拡大に向けて適切に対応できるよう一層努力してきた。また、地域の拠点として事業所間での連携の強化・人材育成等に寄与できるよう研修の実施等を行った。

※詳細については、「地域生活支援拠点事業部事業報告」を参照のこと。

(3) 行動障害等伴う利用者への支援の充実

今回の報酬改定により、前年度まで施設入所利用者に限定されていた、「重度者支援加算(強度行動障害関係)」について、今年度より生活介護通所利用についても算定可能となった。そのため、施設入所利用者と同様に「行動支援計画」等作成して適切な支援を推進されるよう努めた。同時に身体拘束等の適正化も強化されている背景もあり、やむを得ず身体拘束を行う場合には、三原則を遵守することは最低要件であるが、適切な記録作成・適正化を推進するための内部研修の実施等を計画して、徹底を図るよう配慮した。(活動については、コロナ禍の影響で計画通り実施することが困難だった…)

(4) 高齢者支援の充実

特に施設入所利用者では、高齢化が進んである現状にある。そのため、新たなセンター棟での高齢者支援グループの活動にあたり、体力維持・生き甲斐対策等特化した支援の強化を計画していたが、コロナ禍の影響により、なかなか対応できなかった。今後は、利用者の状況等を総合的に判断し、介護サービスへの移行も含めて検討していく。(状況に応じて、適宜介護認定等を行う。)

※令和4年1月より国立のぞみの園からの依頼もあり、〔厚労省委託事業・担当…岡田研究員〕高齢者支援マップの作成を行った。

3 基本的な支援方針

(1) 意思決定支援への取り組み

意思表示が困難な利用者を中心に、意思決定支援総括表を作成したうえで、取組みの推進を図った。また、意思形成支援〔意思が作られる過程〕及び意思表出支援〔意思を伝えようとする過程〕を重視しながら対応するよう努めた。

注…意思決定支援とは、「自発的に意思決定等で困難を抱える利用者が

日常生活や社会生活等に関して、自分がしたい（と思う）という意思が反映されるような生活を送ることが可能になるような支援をする行為」をいう。

(2) 強度行動障害者・重度者への支援の充実

強度行動障害や知的に重い障害があっても、一人の人間としての人権を尊重し、その人らしく生きていくために意思決定支援の強化を図るとともに、適切な支援に努めた。なお、行動制限に関してはあくまで身体拘束ゼロを目指して再度支援の組み立て等行う必要がある。

(3) 社会生活支援の推進

障害者総合支援法の基本的目的に即し、日常生活での身辺的な介護等生活支援だけでなく、その人らしく生きていくための社会生活支援の充実に努める必要がある。そのため、グループ活動等を通じて外出等を実施して対応することを計画していたが、コロナ禍の影響によりなかなか実現できなかった。

【参考・障害者総合支援法の主たる目的】

- ・この法律は、障害者及び障害児が基本的な人権を有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重して安心して暮らせることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(4) 虐待防止に向けた取り組みの強化

利用者個々の意思決定支援の強化を図りながら、個々の人権等を尊重して虐待防止に努める。併せて、虐待防止委員会を中心に防止対策等の検討を定期的に行うとともに、内部研修においても検討状況を周知する等の虐待防止のための研修強化を図ってきた。

【身体拘束ゼロを目指して】

- ・「身体拘束等に関する記録」を整備するとともに、過度な行動制限等にならないよう適切な支援に努める。（三原則の遵守等）
- ・虐待防止委員において、身体拘束等の適正化のための対策等に関して検討している。

(5) 保護者との連携

適切な利用者支援を図る上でも、保護者との連携は不可欠であり、引き続き保護者との連携等に努める。

【家族との連携等について】

- ・ 4月、7月に家族会全体懇談会等計画していたが、コロナ禍により中止となった。また、3月の懇談会もクラスター発生により中止を余儀なくされた。

(6) 利用者の健康と安全の確保

【利用者の健康管理等について】

- ・ 年2回健康診断を実施して、健康管理の徹底を図った。
- ・ インフルエンザ予防接種を11月に実施し、感染予防に努めた。その他「感染予防マニュアル」にそって、適切な対応に努める。

【新型コロナウイルス関係】

新型コロナウイルスに関するワクチン接種については、青森県知的障害者福祉協会会長としての立場から県知事に早期実施・施設での集団接種の実施等障害特性に配慮して推進していただくよう要望書を4月30日に提出した。その後、6月から7月にかけて第1回目・第2回目のワクチン接種を施設にて実施。

また、令和4年1月より第6波に入り感染拡大が加速し、2月に第3回目のワクチン接種を実施した。

※施設入所関係を中心としたクラスターの発生…令和4年3月2日、施設入所関係者1名陽性が判明。すぐに青森市保健所へ指示等依頼し、3月4日・5日集団PCR検査実施。その結果3月7日時点で14名の陽性反応者が判明しクラスターの発生となった。その後、青森市保健所との連携を強化しながら予防対策等に努めた。結果的には23名の感染が確認された。いずれも第3回目のワクチン接種の効果からか重症化するケースの発生はなかった。ただ、無症状のケースもあり収束まで1か月あまり要することとなった。今回のクラスター経験を踏まえて、これからの予防対策等の徹底を図っていきたい。

(7) 研修活動

利用者支援における専門性の向上等を図るため積極的に研修活動等実施したが、コロナ禍により大幅な変更となった。

【職場内研修】

- ・ 定期的に施設内研修を実施し、支援上の課題や支援のスキルアップを図った。また、虐待防止に係る研修を実施して虐待防止に努めた。

【職場外研修】

- ・ 支援向上のため、研修計画に基づいて各種研修会等へ積極的に参加

する等配慮したが、コロナ禍により計画していた施設見学研修等については実施できなかった。

(8) 調理等に関する行動計画、衛生管理等について

食事は、利用者にとって最も楽しみにしているものであり重要な部分である。健康を保つために年二回実施している利用者の健康診断結果を踏まえ、利用者に応じた栄養の目標等を設定し、目標量が確保できるよう献立表の作成等で留意した。また、バイキングの実施や季節を感じるメニューの導入等少しでも楽しんで食事されるよう努めた。

(9) グループ活動の実施

日中活動については、グループ体制を基本に実施してきた。しかしながら、コロナ禍の影響によりグループ活動そのものが休止となる日も多く、なかなか活動の充実等図るには厳しい環境となった。

【その他・青森市実地監査の実施】

- ・令和3年8月26日、青森市施設実地指導実施。支援面では、特に指摘事項等はなかったが、令和4年度よりより厳格化される「身体拘束の適正化」等適切な支援が充実されるよう一層努力したい。

デイサービスセンター ケヤキ 放課後等デイサービス事業報告

1 運営方針

デイサービスセンターケヤキでは個別支援を重視しながら、精神的・身体的機能を最大限伸ばせるように努めて支援してきた。併せて、本体施設障がい者支援施設 幸養苑との連携を図りながら、将来的に社会自立ができるようになることを目標とし、1人1人の発達段階を十分考慮し個々に即した支援を充実させるよう努めてきた。また、家族とのつながりを重視し障がい児とその家族への支援を行ってきた。

2 事業内容

(1) 放課後等デイサービス 定員 10名

【地域生活支援事業】

(2) 日中一時支援 定員 5名

3 療育支援の実施について

(1) 個別的支援

個々に応じて、運動（歩行・リズム体操等）学習（お絵かき・絵カード等）を使用しての言語習得等・粘土等による創作的活動）・身辺自立等での課題を中心に支援し、無理のない丁寧な療育支援を心がけた。

① 生活関連動作

着替え等出来る限り自分のことは自分でできるよう工夫しながら援助し、やる気を育みながら、生活習慣の確立を目指してきた。

② 排泄

排泄の自立を促すとともに、外出前等自主的にトイレに行くことができるよう自立する心を育むよう努めた。

③ コミュニケーション（言葉）

答えやすいような言葉掛け等に配慮し、自ら話したいという意欲が持てるよう促すとともに、足りない言葉を支援者が補う等発語が出るよう配慮してきた。

④ 学習

1人1人に即した教材に配慮し、それぞれの課題に沿って学習を進める。また、結果より過程（プロセス）を重視し成果を評価し楽しい環境で学習できるよう心がけてきた。

(2) 集団的支援

仲間との関わりを通して、「待つこと」や「思いやり」を学び、社会性

やルールを習得できるよう支援しコミュニケーションスキルの向上を図るよう支援してきた。

①絵本

絵本や紙芝居等を活用して想像力を高め感想を話し合う場面等を設定し発言する力を養うよう努めてきた。

②リズム体操等

歌ったり、リズムに合わせて体を動かしたりするなかで、自分の役割を認識し、身体能力の向上に繋がるよう支援してきた。

③仲間との関係

順番を決めて待つことを覚えたり、衝動を抑制する等感情を少しずつコントロールできるよう配慮しながら支援するよう心掛けた。

(3) 自閉症児等への個別対応プログラムの確立

TEACCH等のプログラムによる支援を展開するよう配慮してきた。また、行動障害等の課題解決に向けてPDCAサイクルの活用等積極的に実施し、課題の解決に努めた。

(4) 健康管理等

来所時、個々の健康チェック（体温測定、健康状態の確認等）を行うとともに帰宅時の状況確認の徹底を図り、必要に応じて連絡ノートを通じて家族への情報提供を行った。

※具体的な小学部・中学部・高等部ごとの支援状況については、後述する活動状況を参照。

4 家族との連携等について

子どもの発達の違いや障害への理解等家族が抱える悩みに耳を傾け、課題等についてできる限り長期的ビジョンに立って支援できるよう努めた。年度末（3月）には個別に保護者との懇談会を設け、一年間の支援状況等説明するとともに、次年度に向けて課題や要望等を聞き取りながら支援方法について確認を行った。

5 職員の資質向上に向けた取り組み

原則として、本体施設 幸養苑における研修計画に準じて、職員研修等実施した。

(1) 職場内研修

専門的支援の向上、福祉情勢の的確な把握等職員の資質向上のために、必要に応じて幸養苑内研修会に参加した他、定期的な支援会議の中で支援方法や虐待防止等について確認を行った。

(2) 職場外研修

コロナ対策の影響により他事業所の見学は感染予防のため実施することが出来なかったが、外部団体のオンライン研修が増えたことから、これまで参加できなかった遠方での専門研修に参加する機会が増え、専門性の向上につながった。

6 権利擁護の推進

(1) 苦情解決の推進

本体施設「幸養苑」苦情解決事業実施要綱に基づいて、利用者等の苦情等を受け付けやすいよう配慮した。なお、今年度は保護者等からの苦情は特に発生しなかった。

(2) 福祉サービス自己評価等の実施

支援の定期的な評価・振り返り等を行い、支援の充実等推進するため、福祉サービス自己評価等の充実を図るため、「放課後等デイサービス自己評価表(職員用)」及び「放課後等デイサービス評価表(保護者用)」を1月に実施。課題について会議を通して改善に向けた協議・検討し、その結果について法人ホームページで公表した。

(3) 虐待防止の遵守

「虐待防止チェックリスト」に基づいて実態調査を実施し、結果については、支援会議等をとおして報告するとともに必要に応じて個別面談等を通して指導を行った。また、身体拘束等の適正化に向けた検証と対策等について、施設内研修を通して定期的に協議し、身体拘束ゼロに向けた取り組みを行った。

7 地域社会との連携

(1) 地域との交流促進

ア 施設行事等での交流

予定していた幸養苑主体で実施される地域交流イベントが中止となり行事を通しての交流には至らなかったが、事業所周辺の散策時などに地域住民と交流を図った。

イ 学校行事への参加

多くの学校行事が参加者や人数制限を設けての実施となり、職員が参加できない状況となったが、行事での児童の様子を学校や保護者から情報提供してもらい、状況把握に努めた。

ウ ボランティアの受け入れ

主に学生実習の受入を中心にマンパワーの育成等努めた。

※主な受け入れ実績

- ①東奥保育・福祉専門学院保育科学生実習
- ②青森明の星短期大学子ども学科学生実習

8 利用児の安全管理等について

本体施設「幸養苑 危機管理に関する指針」及び「不審者対応マニュアル」に基づいて、安全管理体制の確立及び利用児の安全確保等に努めた。

9 防災管理等

(1) 防災管理

「幸養苑消防計画」に準じて消防計画を作成し、毎月避難訓練を実施し利用児の安全確保に努めた。

(2) 非常用持ち出し品等の整備

災害時への対応に備えるために、非常用持ち出し品等（停電時等の対応品・救急品等）を準備するとともに、定期的に非常品等の整理・確認を行っている。

(3) 緊急避難時名簿等の整備

災害時等において、的確な対応や連絡が確保されるようするために利用者等緊急避難名簿を作成・保管し、保護者等への連絡に万全を期すよう努めた。

(4) その他

本体施設「幸養苑」と連携し、救急時の対応確認等必要とされる防災教育を実施し、防災意識や対応の向上に配慮してきた。

10 保健衛生管理等について

(1) 利用児の健康管理等

日々の利用開始の際には、職員が視診等を実施して利用児の健康状況把握に努めるとともに、必要に応じて本体施設 幸養苑 看護職員との連携を図り、その強化に努めた。また、定期的な運動等を実施して体力向上等に配慮した。

(2) 予防対策

本体施設「幸養苑 感染防止マニュアル」に準じて、日頃から衛生管理等の徹底に努めた。

※協力医療機関等（幸養苑に準ずる）

①協力医療機関（嘱託医）

青森市関谷医院

②協力歯科医院

青森市白取歯科医院

③その他連携医院等

芙蓉会病院・下山泌尿器科医院・おさないクリニック

【新型コロナウイルス対策】

・新型コロナウイルス対策については、国から示された指針等に基づいて職員の健康状態の把握（出勤時の検温確認及び体調の確認等）・定期的な施設内の換気の徹底・消毒等を行った。また、利用児についても利用開始の際の体温確認や体調確認の徹底等予防管理に努めた。

デイサービスセンター ケヤキ相談支援事業報告

1 基本理念

この事業は、利用者の人権尊重と権利擁護に基づいて、利用者ニーズ等に即応した福祉サービスを提供することを旨とし、常に当該利用者の立場に立って支援してきた。

(1) 自立支援

利用者が、個々のライフステージに基づいて障害状況等に関わらず本人らしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援した。

(2) 主体性の尊重（利用者本位の支援）

利用者が、一人の人間として自らの想いが実現されるようかつ可能な限り本人の意思を尊重し、自己決定が拡大できるよう支援した。

(3) 生活の充実（QOLの向上等）

障がいのある人が、障害特性等に関わらず個々の人格と特性等を尊重し、その特性に応じた福祉サービスを総合的に提供することによって、生活の充実を図れるよう努めてきた。

2 基本方針

(3) 利用者の心身の状況・置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づいて、総合的かつ効率的に提供されるよう努めた。

(4) 福祉サービス提供にあたっての公正中立を旨とした。

(5) 他の関係機関等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善や開発に努めた。

(6) 自ら提供する指定計画相談支援等の評価を定期的に行い、常に改善するよう努めた。

(7) 関係法令を遵守した。

3 事業概要

各相談支援事業をとおして、障害児・者の自立した生活を支えるとともに、個々の抱える課題を適切に改善・解決できるよう総合的に支援するよう努めた。

(1) 実施事業

①指定特定相談支援

②指定障害児相談支援

(2) 主な実施内容

①計画相談支援の提供

- ②基本相談支援（福祉サービスを利用するための情報提供、相談等）
- ③サービス等利用計画の作成等
- ④モニタリングの実施等
- ⑤利用計画等に関する評価、改善等

(3) 指定計画相談支援等の提供方法及び対応等について

- ① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の希望等を踏まえて作成するように努めた。
- ② 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるように配慮した。
- ③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者によるサービスの選択に資するよう当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供した。
- ④ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者の心身の状況や置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通して利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行った。
- ⑤ 相談支援専門員は、アセスメントの実施にあたっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った。この場合に相談支援専門員は、面接の内容等について利用者及びその家族に対して十分説明し、理解を得るよう努めた。
- ⑥ 相談支援専門員は、各利用者のアセスメントに基づいて当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービスの提供を検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向・総合的な支援方針・生活全般の解決すべき課題・提供される福祉サービスの目標等及びその達成時期・福祉サービスの種類・内容・量等について記載したサービス等利用計画を作成するよう努めた。
- ⑦ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置づけた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかどうか区分した上で、当該サービス等利用計画の内容について、利用者又はその家族に説明し文書による同意を得るよう努めた。
- ⑧ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者に交付した。

- ⑨ 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等及び指定一般相談支援事業者その他の者との連携等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明するとともに、サービス担当者会議に出席する担当者から意見等を求めるよう努めた。
- ⑩ 相談支援専門員は、前号の担当者から意見を求めたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に説明し文書による同意を得た。
- ⑪ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後サービス等利用計画の実施状況把握（利用者についての継続的な評価を含む。（以下「モニタリング」という。））を行った。

【新型コロナウイルスに伴う変更等について】

・相談支援専門員については、他の職員同様に日々の体温チェック等の徹底を行っている他、手指消毒や三密回避等予防対策に努めてきた。また、事業所訪問等についても感染拡大時期については必要最低限にとどめ、モニタリングの実施等についても電話やリモート対応を中心に行う等予防対策を図ったうえで進めてきた。

4 利用者等の権利擁護の推進

(1) 苦情解決事業の推進

デイサービスセンター ケヤキ「苦情解決要綱」に基づいて、利用者等の苦情等受け付けやすいように配慮するとともに周知徹底を図った。

5 虐待防止の遵守

利用者等の権利擁護・人権尊重等を推進しながら虐待の防止に努めた。また、相談ケースの中にも虐待と関連するような相談内容も複数あり、内容等に応じて速やかに青森市・児童相談所等との連携を図り養育者等による虐待の防止について努めた。

6 資質向上に向けた取り組み（研修等）

原則として、本体施設 幸養苑 研修計画に準じて、専門性の確立・資質向上等に努めた。

(1) 職場内研修

必要に応じて、年間研修計画に基づいて、苑内研修会に参加した。

(2) 職場外研修

外部団体のオンライン研修が増えたことから、業務の間を使って専門研修に参加する機会が増え、専門性の向上と福祉情勢の情報収集等につながっ

た。

7 保健衛生等について

(1) 職員の健康管理

職員の健康診断を年二回実施した。なお、実施にあたっては法人関係職員一斉に「幸養苑」にて行った。

(2) 予防対策等

新型コロナウイルス対応を中心に実施した。

8 その他

利用者等に対して、適正な相談支援事業を提供するため、青森市主催の相談支援事業所連絡会議や圏域会議への参加を通して、各関係機関等との連携を密にし、公正なサービス提供を心掛けた。